

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）の効果検証について

I 制度の概要

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）は、国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対して、企業が寄附を行った場合に、寄附額の6割相当額を法人関係税（法人事業税、法人住民税、法人税）から税額控除する制度である。この制度を活用することで、寄附企業は、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、最大で寄附額の約9割が軽減されることとなる。また、寄附を受けた地方公共団体は、寄附を財源とした地方創生事業の実施が可能となる。

ただし、本社が所在する地方公共団体への寄附や、10万円未満の寄附については制度の対象外となる。

2 町における企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の認定

国は、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、令和元年度、企業版ふるさと納税について、税額控除割合の引上げや手続の簡素化等の大幅な制度改正を行った。

制度を活用するためには、地方創生事業を記載した地域再生計画を策定し、国から認定を受ける必要があるが、制度改正により、個別の事業ごとの認定から、地方版総合戦略の転記・抜粋による包括的な地域再生計画の認定を受けることが可能となった。

吉岡町では、第2期吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略と同一の事業を制度対象事業とした「吉岡町まち・ひと・しごと創生推進計画」を策定し、令和4年3月に国から認定を受けている。

3 寄附の状況

寄附の状況は、次のとおりである。

寄附件数・金額	3件・4,000千円
事業名	新明治第2学童クラブ新設事業
事業概要	子育て世帯の人口増加による学童ニーズの高まりにより、定員160名の大型学童保育施設を整備したもの。（総事業費：231,978,691円）

寄附件数・金額	1件・2,000千円
事業名	住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金事業
事業概要	地球温暖化対策として、住宅用太陽光発電システムを設置した町民に対し、補助金を交付することにより、環境負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図る事業。

	<p>要件としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①最大出力の合計値が10キロワット未満のシステム ②起動及び停止等に関して全自动で行うもの ③電力会社と電力需給契約を締結するもの ④未使用なものとし、キロワット当たり25,000円、上限10万円（4キロワットまで） <p>とする。</p> <p>令和3年度分の実績としては、30件、2,918,000円であった。</p>
--	---

4 認定計画のKPI（重要業績評価指標）

認定計画のKPIは地域再生計画に掲載されている全てとなる。

5 事業効果等

令和3年度は、国から計画認定を受けた初年度であり、4件（計6,000千円）の寄附があった。寄附を活用したことにより、大型学童施設を新設し、増加している学童クラブの利用希望に対応することが出来た。また、住宅用太陽光発電システム設置整備事業費を補助することで町民へのクリーンエネルギー普及推進を図ることが出来た。

6 今後の取組方向

本事業は、令和2年度から令和6年度までの5年間の事業である。

町のまち・ひと・しごと創生の実現に向け、引き継ぎ制度の利用促進と取組の推進を図る。